(平成12年4月28日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学生の体力及び運動能力の向上、スポーツ精神の育成振興並びに保護者負担金の軽減を図るため、各務原市中学校体育連盟事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 この補助金は、各務原市中学校体育連盟に対して交付するものとする。 (補助金の額)
- 第3条 岐阜県中学校体育連盟分担金220円、岐阜地区中学校体育連盟分担金160円及び活動費150円の合計額に、当該年度の5月1日現在の各務原市立中学校に在学する生徒数(特別支援学級に在学する生徒数を除く。)を乗じて得た額を補助する。

(補助金の用途)

- 第4条 この補助金は、各務原市中学校体育連盟事業費に充てなければならない。 (その他)
- 第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。 附 則
 - 1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
 - 2 令和2年度の補助金に係る第3条の規定の適用については、同条中「220円、 岐阜地区中学校体育連盟分担金160円及び活動費150円の合計額」とあるの は、「45円」とする。

附 則(平成15年2月26日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成18年2月26日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成21年3月5日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成24年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年3月8日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和2年11月2日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市中学校体育連盟事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度の 予算に係る補助金について適用する。